



## 情報公開規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本インターナショナル・サポート・プログラム（以下「この法人」という。）が、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

### (法人の責務)

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

### (利用者の責務)

第3条 別表に規定する情報公開の対象書類の閲覧（以下「閲覧等」という。）をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

### (情報公開の方法)

第4条 この法人は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、この規程および個人情報等管理規程の定めるところに従い、インターネットを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。

### (インターネットによる情報公開)

第5条 この法人は、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

### (その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

### (管理)

第7条 この法人の情報公開に関する事務は、事務局が行う。

### (改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

### 附 則

この規程は、2021年10月1日から施行する。



別表

対象書類等の名称	備置期間
1 定款	永久
2 事業計画書、収支予算書	当該事業年度の 終了時まで
3 各事業年度の事業報告および決算報告書（正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録）	5 年間
4 監査報告、会計監査報告、理事及び監事並びに評議員の名簿	5 年間
5 理事会、社員総会議事録	10 年間